

令和5年度

宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

宮崎市監査委員

宮 監 第 7 3 号
令和 6 年 8 月 1 9 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

宮崎市監査委員 阪 元 勇
宮崎市監査委員 松 浦 史 典
宮崎市監査委員 松 山 清 子
宮崎市監査委員 中 村 鉄 兵

令和 5 年度宮崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度宮崎市内部統制
評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 宮崎市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の種類

地方自治法第150条第5項に基づく内部統制評価報告書審査

第2 審査の対象

令和5年度宮崎市内部統制評価報告書

第3 審査の着眼点

監査委員による令和5年度宮崎市内部統制評価報告書の審査は、宮崎市長が作成した内部統制評価報告書について、宮崎市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第4 審査の主な実施内容

令和5年度宮崎市内部統制評価報告書について、宮崎市長及び内部統制評価部局(以下「評価部局」という。)から報告を受け、宮崎市監査基準第15条及び第16条に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 期間

令和6年7月9日から令和6年8月19日まで

第6 審査の結果

令和5年度宮崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

詳細については、以下のとおりである。

1 評価手続に係る記載について

(1) 全庁的な内部統制の評価手続について

評価部局から入手した「全庁的な内部統制の評価シート」の確認や評価部局への質問を行うことにより、以下の評価手続が行われていることを確認した。

① 評価部局の評価作業が各評価項目に対応して実施されているか

評価部局は、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(令和6年3月改定前のもの。以下「改定前ガイドライン」という。)における「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、各評価項目に対する整備・運用状況を確認していた。

② 前年度からの状況の変化等が適切に反映されているか

評価部局は、「全庁的な内部統制の評価シート」に記載された条例や規程、方針等に、前年度からの変更点等が反映されていることを確認していた。

これらのことから、全庁的な内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されていると判断した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続について

評価部局から入手した関係資料の確認や評価部局への質問を行うことにより、以下の評価手続が行われていることを確認した。

① 業務レベルの評価の手順

業務レベルの内部統制の評価の手順については、主に以下の手順で実施していたことを確認した。

- i 職員は、内部統制の整備状況及び運用状況に関する自己評価を行う。
- ii 各課等の内部統制責任者が、各課等における自己評価の結果を市役所改革推進委員会事務局(以下「推進委員会事務局」という。))に報告する。
- iii 推進委員会事務局は、上記の報告の検証を行い、その結果を評価部局に提出する。
- iv 評価部局は、上記の検証結果とその他の評価に関する情報に基づき、評価を行う。

② 業務レベルの評価項目

評価部局は、各課等でリスク対応シートを作成し、期中にリスク対応シートを見直ししていること、業務レベルの内部統制の評価内容の記録で事後対応及び再発防止策・改善策の記載を確認することにより、改定前ガイドラインにおける3つの評価項目(リスク対応策の整備が適時に実行されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたか)に対する整備・運用状況を確認していた。

これらのことから、業務レベルの内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されていると判断した。

2 評価結果に係る記載について

① 全庁的な内部統制の評価結果について

評価報告書附属書類の「2 全庁的な内部統制に関する事項」を基に、整備状況及び運用状況について、評価部局が行った全庁的な評価項目それぞれに対応する内部統制の整備状況の記録の閲覧や評価部局等に対する質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、全庁的な内部統制の評価結果は適切であると判断した。

② 業務レベルの内部統制の評価結果について

評価報告書附属書類の「3 業務レベルの内部統制に関する事項」を基に、市長が把握した不備について、業務レベルの内部統制の評価内容の記録により網羅的に把握し、また、業務レベルの内部統制の評価内容の記録以外の記録等の閲覧を行った。

その上で、これらの事項や定期監査などのその他の監査等によって得られた知見に基づき、評価部局等に対する質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果は適切であると判断した。

また、市長が把握した不備が重大な不備に当たるかについて、評価部局において定めた重大な不備の判断基準に基づき判断が行われていること、及びその結果が記載さ

れていることから、その評価が適切に行われていることを確認した。

これらのことから、業務レベルの内部統制の評価結果が適切に記載されていると判断した。

第7 備考

1 重大な不備について

令和5年度宮崎市内部統制評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間において、業務レベルの内部統制のうち、財務に関する事務について、運用上の重大な不備が3件、情報管理に関する事務について、運用上の重大な不備が1件あったとの報告があった。その概要は以下のとおりであるが、既に改善措置を講じていることを確認した。

- ① 特定教育・保育施設へ支払う給付費のうち、平成27年度に創設された「減価償却費加算」について、受給要件に該当しない施設への加算を平成29年度及び令和元年度に確知したにもかかわらず、平成27年度から平成30年度分の返還請求を行っていなかった。
- ② 本市から社会福祉法人に委託して実施している障害者相談支援事業等について、消費税の課税対象事業ではないとして整理していたが、国から課税対象事業であることが明示されたため、委託事業者に対して、過去5年分の消費税及び延滞税等相当額として、100万円を超える追加負担を行う必要が生じた。
- ③ 特定の業者が使用している市の施設について、2つある施設の内1つが市に返還された際、誤って2つとも返還されたものとしてシステム処理を行ったことにより、返還されていない方の施設の電気使用料約303万円が未徴収となっていた。
- ④ 新型コロナワクチン初回接種の未完了者に接種案内はがきを発送するため、対象者をリスト化する際に、ワクチン接種記録システムのデータを参照するにあたって、転入者の対象期間を本来より短い期間で抽出したため、初回接種を他自治体で完了後に本市に転入した約1万人に対して、案内はがきを送付していた。

2 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制について

「宮崎市内部統制制度の手引」によると、長以外の執行機関(各種委員会など)及び公営企業においても市長が定める「内部統制に関する方針」に基づいて内部統制に取り組み、市長部局の内部統制の取組と一緒に(作業効率化等のために市長部局の内部統制推進部局・評価部局が長以外の執行機関及び公営企業の推進・評価の役割も担う)こととしていることを確認した。

3 所見

令和5年度は、推進部局において、研修等の機会を利用して内部統制制度の周知徹底や適正な事務執行のための注意喚起が行われていた。併せて、同種の事務処理誤り等が複数回発生した部署に対してヒアリングが実施され、その分析した結果が全庁に共有されていた。

また、本市における事務処理誤り等について、令和4年度までは重大な事案を対象に公表されてきたが、令和5年度からは市政運営の透明性の向上を目的に、公表のあり方が見直され、原則として全て公表することになっている。

そのため、評価報告書附属書類の「3 業務レベルの内部統制に関する事項」の「(2) 業務

レベルの内部統制評価」に記載されている不備の多くが、事務処理誤り等の公表が既に行われたものであり、市政運営の透明性に寄与していると考ええる。

令和5年度に顕在化した不備を見ると、重大な不備の4件については、いずれも既に改善措置が講じられていることを確認した。一方で、評価報告書及び附属書類には再発防止策は記載されているものの、過払いや未徴収に対する返還請求や追加支払いの状況についての記載がなかった。本市が確実に債務を履行し、公金の徴収・財産の管理を行っているかについて、今後は評価報告書等への記載や監査委員の審査に付す証拠書類の提出のあり方について検討されたい。

重大な不備の判断基準の一つである量的重要性判断基準は、金銭的・物的影響が大きく、重要度が高いものとして、その指標を「100万円以上、但し金額による判定が難しい場合、4,000人以上に影響があったもの」としている。評価部局によると、「100万円以上」とは、「1件(1人)あたり100万円以上の影響額」であり、「1つの不備によって発生した影響額が100万円以上」ではないとのことであるが、各課等は1つの不備によって発生した影響額で判断する傾向にあると考えられることから、重大性判断に差異が見られた。

令和5年度の量的重要性判断基準は、1件(1人)あたり100万円未満であれば、1つの不備によって発生した影響額がいくらであっても重大な不備にならないものであるため、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる不備については、個別に重大性を検証することも検討されたい。

重大な不備以外の不備については、附属書類で40件の運用上の不備があった「過徴収・過少徴収」のリスクを頻発不備として記載しているが、「個人情報等の漏えい」のリスクなど、30件以上の不備があるリスクが5つあることから、他の頻発不備についても庁内で十分に周知し、組織横断的な対応策を検討されたい。

不備の件数は、令和4年度と比較して増加しているが、事務処理誤り等の公表のうち市民影響があったものや定期監査を通して把握された不備などについて、原則、リスクとして識別及び評価することになったことも増加要因であると考えられる。また、内部統制制度の導入後数年は、リスク識別の精度が年々向上していくことから、それに伴い不備の件数は増加するものであると考える。

一方で、内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる便益(リスクの減少度合い等)を踏まえる必要があることから、コストを最適化するため、必要に応じて見直しを図ることが求められる。本市においても、令和6年7月に内部統制制度の運用見直しが行われ、リスクの見直しとそれに伴う対応策の検討を行うことになったことから、今後の運用状況を引き続き注視していきたい。

令和5年度から開始した事務処理誤り等の公表は市政運営の透明性の向上に寄与するものであるが、内部統制が目指すものは、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。事務処理誤り等の公表に併せて、内部統制が有効に機能することで、市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。